

平成30年2月

糸田町農業委員会議事録

平成30年2月13日

平成30年2月13日 糸田町農業委員会議事録

1 開催の日時 平成30年2月13日（火）午後1時30分

1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第2、3研修室

1 委員会の開催及び閉会に関する事項

開会 平成30年2月13日 午後1時30分

閉会 平成30年2月13日 午後2時58分

1 委員会に出席及び欠席委員は次のとおりである。

席順	区分	氏名	出欠	
1	農業委員	廣房達生	欠席	
2	農業委員	植田芳滋子	出席	
3	農業委員	宮井和繁	出席	
4	農業委員	長谷川芳廣	出席	
5	農業委員	松岡忠文	出席	
6	農業委員	谷村和寛	出席	
7	農業委員	前田實嗣	出席	
8	農業委員	石部和子	出席	
9	農業委員	長尾克憲	出席	
10	農業委員	田中力	出席	
11	農業委員	植高泰子	出席	
12	農業委員	荒牧元子	欠席	
13	農業委員	真鍋直嗣	出席	
14	農業委員	宮井武彦	出席	
	農地利用最適化 推進委員	植木秀徳	欠席	
	農地利用最適化 推進委員	山口憲	出席	

1 議長名は次のとおりである。

副会長 植田 芳 滋 子

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長 井 上 淳  
農業委員会事務局 高 橋 郁 恵

1 説明者及び書記は次のとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次のとおりである。

- ・ 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 3 条による許可申請（所有権移転）について
- ・ 審議第 9 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について
- ・ 審議第 10 号 農地パトロールの結果と非農地通知について

1 議事録署名委員の氏名

3 番 宮 井 和 繁 委員

4 番 長谷川 芳 廣 委員

1 議事経過は以下の通りです。

- 議 長 定刻になりましたので、農業委員会を開催いたします。  
それでは定足数の確認をお願い致します。
- 事務局長 それでは定足数の確認をいたします。委員 14 名中 12 名が  
出席しておりますので、糸田町農業委員会規則第 6 条の規  
定に基づき本会議が成立していることをご報告いたします。  
以上です。
- 議 長 本日の署名委員さんは 3 番の宮井和繁委員さん、4 番の長  
谷川芳廣委員さん、よろしく申し上げます。それでは議題  
に移りたいと思います。報告事項第 7 号です。事務局お願  
いします。  
－事務局報告第 7 について読上
- 議 長 それでは関連しておりますので議案第 4 号 農地法第 3 条  
の規定による許可申請についてご説明願います。  
－事務局議案第 4 号について読上
- 議 長 ただ今説明がありました。地元委員さんから補足などありま  
せんか？
- 松 岡 委員 はい。お互い親族同士で、以前からこの話は聞いておりまし  
たので、特に問題はありません。以上です。
- 議 長 ただ今の地元委員さんからのご説明でみなさんよろしいで  
すか？それでは同意の方は挙手願います。（全員挙手）それ  
では、許可といたします。それでは次に審議第 9 号農業経営  
基盤強化促進法の規定による利用権設定について、お願  
いします。  
－事務局審議第 9 号について読上

議 長 　　ただ今の審議第9号につきまして何かご意見ありませんか？

長谷川委員 　今回の利用権については、設定を受ける者が山口推進委員の家族の方なので退室して頂かなければならないのでは？

事 務 局 　　ご指摘の通りです。恐れ入りますが、山口推進委員はご退室いただけますでしょうか？

#### 一山口推進委員退室

議 長 　　それでは、みなさんの承認を得たいと思いますが、よろしいですか？承認される方は挙手願います。(全員挙手)  
それでは審議第9号は承認と致します。ありがとうございました。

#### 一山口推進委員入室

議 長 　　それでは審議第10号農地パトロールの結果と非農地通知について、事務局お願いします。

#### 一事務局審議第10号について読上

議 長 　　ただ今の件につきまして、質問ございませんか？

松 岡委員 　　いいですか？この前議論になったのは、農業委員会が判断して農地台帳から落とした後、法務局で地目の変更が行われてから課税を変更すべきなのでは？ということだったと思うのですが、実際は税務課が一方的に判断して課税していますということで、結局それはどういうことだったのですか？

事 務 局 　　農業委員会が農地台帳から落としました、では税務課もこの土地を農地以外のものとして課税します。ということではないということです。

松岡委員 　　税務課が農地以外として課税する為にはきっかけがあるか

と思うのですが、それは必要なくて、税務課が一方的に変更しているということですか？

前段として農業委員会の非農地判断をしたものを参考にしているわけではないのですか？

事務局                    そうです。

松岡委員                   例えば耕作放棄地があって、農業委員会としてはまだ非農地判断をしていない。農地として台帳に載せている。しかし税務課が現地をみて農地外として判断すれば、それは農地外として勝手に課税してもいいということですか？

事務局                    そうです。  
地目には登記地目と現況地目があって、登記地目が農地でもいつの間にか家が建てば現況宅地として宅地課税されます。

松岡委員                   農地台帳にある間は農地としてしか課税できないのではありませんか？

事務局                    農地台帳と固定資産税台帳は独立していますので、税に関することは税務課の判断によります。そこは必ずしもリンクしているとは限りません。

松岡委員                   本当にそんなことが出来るのですか？税務課の話聞かせていただきたいのですが。

事務局                    税務課長を呼びます。

#### —税務課長入室

税務課長                   税務課長の村上と申します。課税には申告課税と賦課課税と2種類ありまして、固定資産というのは賦課になります。これは申し出ではなく、役所の方で法務局に登録されている地目でまず台帳を作成しまして、その台帳から税額を計算するという一方的な課税方式をとっています。税法の中では地目ではなく土地の価値が税の計算の金額の元となっています。ですので、登記地目で台帳ができてはいるので

すが現況はどんどん変わっていきます。例えば農地であっても木が生えたり、山林であっても、開墾して畑になったり。3年に一度飛行機を飛ばして撮影をして現況を調べるという事をしております。平成30年度が撮影の年になっています。その時に最新の情報で賦課をすると。田が使われていなくて、山林に浸食されているとか、山だったところが開かれて家が建って宅地になっているとかで評価を変えていくわけです。これは法に基づいて行っている事なので日本全国どこでも同じように課税されています。

松岡委員

質問良いですか？田に草が生えていて耕作放棄地になっているとしますよね、その時点で課税を変えるという事ですか？

税務課長

いえ、状況によります。手を加えずに農地に戻せるかどうか。草が生えているというだけでは、農地以外の課税にすることはありません。例えば耕耘機をいれたら農地に戻る場合は農地です。逆に建屋が建っている場合は宅地にしますし、砂利を30cm以上入れて車を止めたり、一部をアスファルト舗装したりというような場合は、それに見合った評価をします。手を加えないと農地に戻せないといった状況であれば、その現況で評価替えを行うという事です。

松岡委員

すぐ農地に戻る場合、評価替えはしないと。それに関して農地台帳との整合性は図っているのですか？

税務課長

いえ、税法上、農地台帳を参考にはしていません。あくまでも現況で判断します。

松岡委員

3年に一度全域を調査するのですか？

税務課長

そうです。

松岡委員

今回農地パトロールで上がってきている農地は、何年も前から耕作が行われておらず、課税状況も農地のままですが、これは税務課として、先ほど言ったようにすぐ農地に戻せ

るという判断をしているということですか？

税務課長                    そうですね。現況農地として課税しているという事はそういう判断です。ただ、一筆ずつみていかないとわからないところではありますが、基本はそうです。

真鍋委員                    農業委員会が農地台帳から落としても、税務課が現地を見て農地と判断すれば農地として課税し続けるわけで、その際に現況を判断するときに農地台帳を参考にしないということですね？

税務課長                    そうです。あくまでも現況を調べて上がってきた分、航空写真を見るとか、現地を確認するとかして得た情報を元に課税するという事です。

松岡委員                    わかりました。

議     長                    ただ今税務課長さんからお話がありましたが、みなさん納得いただけただけでしょうか？  
お忙しいところありがとうございました。

—税務課長退室

議     長                    この件については、みなさんよろしいでしょうか？

——同了解

議     長                    その他の項目で、事務局よりお願いします。

事 務 局                    農業委員会の視察研修につきまして、研修先が玄海町にある薬用植物研究所を予定しておりましたが、先方より3、4月は諸事情により閉園になるとの連絡がありました。施設は見学が不可になりましたが、玄海町は町全体として薬用植物の普及に力を入れていることもあり、町役場において、取組むことになった経緯や、●●との連携、施設の概要や今後についてお話しいただけることになりました。

一日目が長崎県の●●、二日目が玄海町役場ということで決定したいと思います。

先方に正式に依頼するに当たり、事前に質問等ございましたら事務局の方で取りまとめたいと思いますので、今週中にご連絡いただきますようお願いいたします。

併せて出欠ご連絡ください。研修については以上です。

議 長 　　なにかありますか？よろしいでしょうか？

事 務 局 　　その他でよろしいですか？

前回の農業委員会で青地についてのご質問がありましたので、本日資料をお配りしております。

青地というのは農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、優良農地を確保するために、自治体が農業振興地域整備計画を定めて農業の振興を図るというものです。この計画の中で農業振興地域を設定しその中で農業の振興を図る区域である農用地区域を定めます。これがいわゆる青地と呼ばれるものになります。

青地は国や県の補助事業を実施することが可能な代わりに、宅地等への転用は原則不可ということになっています。

お配りした地図で青く塗られている部分が、糸田町における青地となっております。

議 長 　　ただいま事務局よりご説明いただきました。ご理解いただけましたか？

宮井（武）委員 先月の農業委員会で、青地はメリットデメリットがあるという風にきいたのですが、メリットは何ですか？

事 務 局 　　メリットは、農地を整備する事業があった時に国や県からお金を出してもらえます。また、中間管理事業や特例事業を利用する際にも青地であれば、優遇措置があります。その分自分の土地であっても農地以外の利用に関しては制限されるというデメリットがあります。

松岡委員 　　青地を転用するときはどういう風になるのですか？

- 事務局 原則転用は不可ですが、代替え地がない、周辺の営農に支障がない等の条件をクリアした場合申請により転用することが出来ます。その際は転用する前に青地から外す、いわゆる除外をしなければなりません。  
転用するために除外をするので、当然除外する時点で転用可能かどうか、あらかじめ見込みを出しておかなければならず、県の転用担当者にも一緒に話に入ってもらいます。  
転用の見込みがなければ、除外する意味がなくなるので、除外も受け付けないという事になります。  
ただ、除外すれば転用ができるという気軽なものではなく、転用は原則不可となっております。
- 議長 青地の件についてはみなさんよろしいでしょうか？  
その他なにかございませんか？
- 宮井（和）委員 例えば、農地を埋め立てている場合農業委員会として何かできるのですか？
- 事務局 基本的には農地外として利用する場合は許可なり届出なりが必要になります。それがなく、そのようなことが行われている場合には、土地所有者等に状況を聞いて転用許可申請なり届出なり、必要な手続きを行っていただくように案内をします。  
ご自身の農地であれば勝手に転用しても良いと思っている方もいらっしゃるので、そのような事案を見かけたらきちんと案内していただきたいと思います。
- 長谷川委員 田を畑に変えるのに手続きは必要ですか？
- 事務局 それは、農地を農地として利用しているので必要ありません。
- 議長 みなさんも気が付いたことがあればお知らせください。  
よろしいですか？他にありませんか？なければ今月の農業委員会を閉会します。

みなさんお疲れ様でした。

平成30年2月13日午後2時58分終了

上記のとおり会議の顛末を記載し、事実と相違なきことを証明する。

3番 委員

4番 委員

会 長

事 務 局